

●文中の「SC」はサービスセンターの略



## 緑と花いっぱい まちづくりを応援します

緑のまちづくり活動支援基金を活用して、緑と花いっぱいのにまちにしませんか。各コースごとに、経費の2分の1を助成します。花苗や肥料などを購入する前に申請してください。交付決定前に購入したものは対象となりません。

### ◆花苗のための支援コース

対象▶町内会や2人以上の市民グループなどが、花壇に植える花苗を購入する経費  
上限額▶2万円

### ◆花と緑いっぱい活動支援コース

対象▶商店会や町内会、市内に事業所がある法人などが、商店街の歩道にフラワーポットを置いたり、通学路沿いに花を植えたりする活動経費  
上限額▶5万円

### ◆保存樹の支援コース

対象▶秋田市都市緑化の推進に関する条例で指定された、民間所有の保存樹の維持管理のため、個人・団体などが行う活動経費  
上限額▶30万円

### 【申し込み】

緑のまちづくり活動支援基金事務局(仁井田字新中島の秋田市総合振興公社内)または市役所4階公園課にある申請書で、4月1日(土)から

7月31日(月)までにお申し込みください。申請書は、ホームページからもダウンロードできます。  
<https://www.akita-sousin.or.jp/midori/>

### ●問い合わせ

同事務局 ☎(829)0221  
公園課 ☎(888)5753

\*緑のまちづくり活動支援基金への寄付にもご協力ください。

## 固定資産税の 縦覧・閲覧



縦覧・閲覧に関する問い合わせは、資産税課各担当へどうぞ。

土地担当 ☎(888)5477  
家屋担当 ☎(888)5479  
償却資産担当 ☎(888)5480

### ■縦覧：自分の土地・家屋の評価額とほかの評価額を比べる

縦覧期間▶4月3日(月)から5月31日(水)までの平日、午前8時30分〜午後5時15分

### 縦覧場所▶資産税課(市役所2階)

縦覧できるかた▶納税者、納税者と同居の親族、納税管理人、納税者の代理人(委任状が必要)

縦覧できるもの(内容)▶土地価格等縦覧帳簿(所在、地番、地目、地積、評価額)、家屋価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、構造、床

面積、建築年、評価額)  
持ち物▶運転免許証など本人であることを証明できるもの。法人は、法人名入りの印を押した申請用紙または委任状

\*土地や家屋の評価を比較し、自己所有の資産評価が適正かどうかを確認してもらう制度です。趣旨から外れる場合は、お断りする場合があります。また、縦覧帳簿の写しは交付しません。

### ■閲覧：課税内容を確認する

閲覧期間▶4月3日(月)から通年(平日)、午前8時30分〜午後5時15分(駅東SCは午前9時)

閲覧場所▶資産税課(市役所2階)、各市民SC(中央・東部・南部別館を除く)、駅東SC

\*内容の説明や問い合わせは、資産税課のみとなります。

### 閲覧できるかた▶

(閲覧内容はそれぞれ異なります)

①納税義務者、納税義務者と同居の親族、納税管理人、納税義務者の代理人(委任状が必要)

②土地について賃借権そのほかの権利を有し、賃借料などの対価を支払っているかた

③家屋について賃借権そのほかの権利を有し、賃借料などの対価を支払っているかた

④固定資産の処分をする権利を有するかた

閲覧できるもの(内容)▶固定資産課税台帳(所有者、所在、地番、地目、地積、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、評価額、課税標準額、年税額など)

\*固定資産課税台帳の写しを交付します(無料)。

持ち物▶運転免許証など本人であることを証明できるもの。②③④のかたは、権利を証明できるもの(賃貸借契約書など)。法人は「法人名入りの印」を押した申請用紙または委任状

\*令和5年度固定資産税の納税通知書は、5月8日(月)に発送予定です。

## 地域の安全安心を支える 「見守りネットワーク」

誰もが安心して暮らせるよう、高齢者などの孤立を防ぎ、住民のみなさんのニーズや緊急事態を早期発見するため、地区の社会福祉協議会、民生児童委員協議会、町内会、福祉協力員などが協力して次のことを行っています。詳しくはお問い合わせください。

おもな取組内容▶月1回程度の定期的な声かけ・訪問活動/カーテンの開閉や電気の点灯・消灯の確認など、日常的な見守り活動 など

●問い合わせ 秋田市社会福祉協議会 ☎(862)7445

### 新型コロナウイルスワクチン接種

#### オミクロン株対応ワクチン接種を実施しています

12歳以上で、2回目の接種が完了しているすべてのかたが対象です。なお、現時点でオミクロン株対応ワクチン接種は1人1回限りとなります。

すでにオミクロン株対応ワクチンの接種を完了したかたに、接種券は届きません。

- \*紛失などで再発行を希望する場合は、コールセンターか専用ウェブサイトから申請できます。
- \*医療機関での個別接種は、現在コールセンターおよび専用ウェブサイトでの予約は行っていません。引き続き接種を実施している医療機関もありますので、通院時、各医療機関にお問い合わせください。

#### 生後6か月~11歳のお子さんの1~3回目のワクチン接種を実施しています

- ◆集団接種で実施しています。会場や実施日はコールセンターまたは専用ウェブサイトでご確認ください
- ◆乳幼児(生後6か月~4歳)の接種は1回目の接種から3週間、2回目の接種から8週間の間隔を空けて計3回行います
- ◆対象となるかたには、順次接種券をお送りしています

15歳以下の接種には、原則保護者の同伴が必要です。また、予診票には必ず保護者の署名をお願いします。

\*詳しくは専用ウェブサイトをご覧ください。

#### ◆秋田市外から転入されたかたは、接種券の発行申請が必要です

- ▶コールセンターまたは専用ウェブサイトから接種券の発行申請ができます
- ▶すでにオミクロン株対応ワクチンの接種を完了したかたは申請不要です

\*市内で転居されたかた…秋田市が発行した接種券をお持ちの場合は、そのまま利用できます(他市発行の接種券の場合は、発行申請が必要です)

#### ◆新型コロナウイルスに感染したことがあるかたもワクチン接種が可能です

ワクチン接種専用ウェブサイト

<https://acity-va.com>

秋田市新型コロナウイルス  
ワクチン接種コールセンター



ワクチン専用ウェブ

☎0120-73-8970 (平日9:00~18:00)

▶聴覚に障がいのあるかたや、電話での問い合わせが難しいかたはFAXでも受け付けています。

健康管理課FAX(883)1158

### 新型コロナウイルスによる傷病手当金

秋田市国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している被用者(会社などに勤務)のうち、新型コロナウイルスにより就労できなかったかたへ、傷病手当金を支給します(適用期間は令和2年1月1日から令和5年5月7日まで。5月8日以降は終了となる予定です)。労務に服することができなかつた日ごとにその翌日から起算し、2年を経過すると時効になります。申請には医療機関や事業主などからの証明が必要です。詳しくは、

市ホームページをご覧ください。

#### ●問い合わせ

国保年金課 ☎(888)56380

◆広報ID番号 1025594

後期高齢医療課

☎(888)5638

◆広報ID番号 1003962

#### 有料道路障がい者割引の要件が緩和されます

3月27日(月)から有料道路障がい者割引制度の1人1台要件が緩和されます。事前登録した自動車以外でも一定の要件を満たした場合には割引の対象となりますので、詳しくは東日本高速道路(株)のホームページを

ホームページをご覧ください。

[https://www.driveplaza.com/etc/dis/etc\\_dis\\_handicapped/](https://www.driveplaza.com/etc/dis/etc_dis_handicapped/)

\*既に割引の手続きをしているかたは、新たに手続きをしなくても、要件緩和後の割引制度を利用できます。

#### ●問い合わせ 東日本高速道路(株)

NE・X・C・O東日本お客さまセンター ☎0570-024-024

#### 学校適正配置の地域協議を開催しています

地域代表やPTA代表などによる、学校適正配置に関する地域協議を各地域で開催しています。

この協議の第3段階である学校統合準備委員会を次のとおり開催します。傍聴希望のかたは、直接会場へお越しください。先着順で、定員を超えた場合は入場を制限する場合があります。

#### ◆太平中、下北手中、城東中の第8回学校統合準備委員会

3月20日(月)午後6時30分~7時30分、東部市民SCで

#### ●問い合わせ 学校適正配置推進室

☎(888)5812

\*掲載した催しなどは、新型コロナウイルスの影響により、中止・変更になる場合があります。また会場では、感染予防対策にご協力ください。